

城里町空家バンク制度設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、城里町（以下「町」という。）における売買又は賃貸を希望している所有者の空家等の情報を、当該空家等を利用したいと希望している者に提供することにより、移住定住の促進と空家等の解消を図るため、城里町空家バンク制度を設置する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 町内に存する住宅、店舗、倉庫等その他の建築物及びその他の工作物（賃貸又は分譲を目的とするものを除く。）で、常時無人の状態にあるもの（何ら権限を有しない者が使用しているもの及び倒壊等により原形を留めていないものを除く。）及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利により当該空家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 利用希望者 本町への定住等を目的として空家等の利用を希望するものをいう。
- (4) 空家登録者 第4条第3項の規定による登録の通知を受けた所有者をいう。
- (5) 登録物件 空家バンクに登録された空家登録者の空家等をいう。
- (6) 登録番号 空家登録者及び登録物件が、空家バンクに登録された際に付される番号をいう。
- (7) 利用登録者 第7条第3項の規定による登録の通知を受けた利用希望者をいう。
- (8) 空家バンク 空家等の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を整理した台帳をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、城里町空家バンク制度を利用しない空家等の取引を妨げるものではない。

(空家等の登録)

第4条 空家バンクへの登録を希望する所有者等は、城里町空家バンク登録申込書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合は、その内容等を確認し、適切であると認めたときは、空家バンクに登録するものとする。

3 町長は、前項の規定により登録をしたときは、城里町空家バンク登録通知書（様式第3号）により当該所有者等に通知するものとする。

(登録事項の変更の届出)

第5条 空家登録者は、当該登録事項に変更があったときは、城里町空家バンク登録事項変更届出書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

(空家バンクの登録の取消し)

第6条 町長は、空家登録者から城里町空家バンク登録抹消届出書（様式第5号）の提出があったほか、空家登録者が次の各号のいずれかに該当するときは空家バンクの登録を取り消すとともに、城里町空家バンク登録抹消通知書（様式第6号）により当該空家登録者に通知するものとする。

- (1) 城里町空家バンク契約締結報告書（様式第15号）の提出があったとき。
- (2) 当該空家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(3) 登録から3年を経過したとき。ただし、改めて登録の申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。

(4) その他空家バンクに登録されていることが不相当と町長が認めたとき。

(情報提供及び利用登録)

第7条 町長は、必要に応じて、空家バンクに登録された空家登録者及び空家等の情報を利用登録者に提供するものとする。

2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、城里町空家バンク利用登録申込書(様式第7号)及び誓約書(様式第8号)を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあった場合は、その内容等を確認し、適切であると認めたときは、空家バンクに登録し、城里町空家バンク利用登録通知書(様式第9号)により当該利用希望者に通知するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第8条 利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、城里町空家バンク利用登録事項変更届出書(様式第10号)を町長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第9条 町長は、利用登録者から城里町空家バンク利用登録抹消届出書(様式第11号)の提出があったほか、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空家バンクの利用登録を取り消すとともに、城里町空家バンク利用登録抹消通知書(様式第12号)により当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 空家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 申込内容に虚偽があったとき。

(3) 利用登録から3年を経過したとき。ただし、改めて登録の申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。

(4) その他町長が適当でないとき。

(空家バンク利用の申請要件)

第10条 空家バンクの情報を受け、空家等を利用しようとする利用登録者は、その利用において、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。

(1) 空家等に定住し、又は定期的に滞在して、地域住民と協調して生活できる者

(2) その他町長が適当と認めた者

(交渉の申込み及び通知)

第11条 利用登録者は、売買又は賃貸の交渉を申し込みたい登録物件があるときは、城里町空家バンク物件交渉申込書(様式第13号)に当該登録物件の登録番号その他必要な事項を記入し、町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定により申込みのあった場合において、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、城里町空家バンク交渉申請通知書(様式第14号)により当該登録物件の空家登録者に通知するものとする。この場合において、当該空家登録者又はその代理若しくは媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた空家登録者又はその代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく当該利用登録者へ回答するとともに、町長にその回答内容を報告するものとする。この場合において、利用登録者と契約が成立した場合は、城里町空家バンク契約締結報告書(様式第15号)により報告するものとする。

(空家登録者と利用登録者の交渉等)

第12条 町長は、空家登録者と利用登録者との空家等に関する交渉並びに売買及び賃貸に係る契約については、直接これに関与しないものとする。

(暴力団の排除)

第13条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者は、城里町空家バンク制度を利用することができない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。